

兵庫労働局等職員【任期付任用職員】募集要項

1 職種

労働局等の任期を定めた常勤職員

2 業務内容

労働局等における次の(1)(2)(3)の業務

(1) 雇用関係助成金の支給業務及びその他関連する業務

①助成金業務

- ・申請窓口での各種助成金の支給申請書類の受理
- ・申請窓口および電話での相談対応
- ・各種助成金の支給申請書類の審査
- ・データ出力入力や書類整理
- ・助成金の活用勧奨
- ・その他付随する業務

②総合受付での案内業務

③班のリーダーとして、班員の勤怠管理・進捗管理

④不正受給にかかる調査業務

(2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給業務及びその他関連する業務

①休業支援金・給付金業務

- ・提出書類（申請書等）の内容確認、審査
- ・専用システムへの入力
- ・事業主及び申請者への電話対応
- ・申請書類の整理保管
- ・その他付随する業務

②班のリーダーとしての班員の進捗管理、困難事案の対応

③不正受給にかかる調査業務

(3) その他、企業及び労働者の支援に関する業務

3 募集人員

19名

4 応募資格

(1) 以下の条件を満たす方

民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。

(2) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第81条の6（定年による退職）及び附則第8条に該当する方（採用予定日において満61歳に達している方）

5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則8-12第42条第2項第1号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和6年3月末日までとなります。

6 採用日

令和5年4月1日（土）を予定しています。

※出勤は4月3日（月）からになります。

7 勤務地

三宮駅周辺の兵庫労働局関連施設、兵庫労働局、兵庫県下のハローワーク

（採用当初は三宮駅周辺の兵庫労働局関連施設での勤務となりますが、年度途中に転勤の可能性もあります。）

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95

号)が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当等)が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴(助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください)及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

<論文の課題>(800文字程度)

「新型コロナウイルス感染症は雇用や経営に大きな影響を与えてきた一方で、最近の雇用情勢は、ポストコロナ期における経済活動の回復を見込み、求人を持ち直しも、見られるなど、企業の人手不足感が強まってきている。

このような状況の中で、都道府県労働局(労働行政)やハローワークに求められる役割はどのようなものと考えるか。また、自身のこれまでの業務経験をどのように活かせるか。」

※提出様式は任意とします。

(3) 応募先

(1)及び(2)については、1つの封筒に同封し、封筒に赤字で「任期付任用職員」と明記した上で、兵庫労働局総務部総務課人事第二係(任期付任用職員採用担当)あて郵送(直接持参不可)してください。あて先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、こちらで処分させていただきますのでご了承ください。

なお、雇用保険を受給している方は必ずハローワークの紹介を受けてください

11 応募期限

令和5年2月1日(水)当日必着(厳守)

応募書類は郵送のみの受付とし、直接持参不可とします。

12 選考方法

【第1次選考】

(書類選考)

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

(選考通過者発表)

令和5年2月6日(月)書類選考結果について発送予定
選考結果に関わらず全員に通知します。

【第2次選考】

(人物試験(個別面接))

人物試験による審査

試験日は令和5年2月13日(月)に実施予定

応募者多数の場合、令和5年2月15日(水)にも実施予定

(詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。)

(合格者発表)

令和5年2月下旬予定

可否にかかわらず全員に通知します。

13 応募等に関する照会先

兵庫労働局総務部総務課人事第二係(任期付任用職員募集担当)

住所: 〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

神戸クリスタルタワー14階

電話: (078) 367-9171

(別紙)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、学歴及び採用前の勤務経験等が考慮されます（16万円～39万円程度（地域手当含む））。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当・扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子1人につき10,000円等
 - 住居手当・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
 - 通勤手当・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高55,000円）
 - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・俸給等の約4.3か月分（令和3年度実績）